

証券コード 9170

2023年11月29日

(電子提供措置の開始日2023年11月30日)

株 主 各 位

東京都あきる野市草花1141番1号
成 友 興 業 株 式 会 社
代表取締役 細 沼 順 人

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第49回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://seiyukogyo.co.jp/>)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目13番10号
京橋M I Dビル 4階
(末尾の会場ご案内をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）
事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
監査結果報告の件
 2. 第49期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://seiyukogyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、個人消費が緩やかに持ち直しています。一方、世界的な金融引締めに伴う影響、中国経済の先行き懸念、物価上昇、金融資本市場の変動の影響等により依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く建設業界・廃棄物処理業界におきましては公共投資、民間投資ともに堅調に推移している一方で、住宅建設については弱含みの傾向となっております。大手ゼネコンにおいては建設投資の需要増、工事単価の上昇を背景に受注高及び売上高は増加傾向にあるものの材料費・労務費高騰を原因とした利益率の低下傾向は依然として続いております。

こうした状況下において、当社の環境事業については、原価低減策の継続的な取り組みや中間処理困難物の受注に注力した結果、利益率が大幅に改善しました。一方、建設事業は引き続き元請工事を中心に受注及び施工をして参りましたが、材料価格等の高騰が大きく影響しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は11,812百万円（前事業年度比10.0%増）、営業利益は544百万円（同59.4%増）、経常利益は491百万円（同62.8%増）、当期純利益は341百万円（同23.2%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

【環境事業】

首都圏における大型再開発案件の受注、中間処理困難な異物を多量に含む廃棄物や製造工場から排出される廃棄物の受入により、処理施設の稼働率が高い水準で進捗したことにより、売上高7,067百万円（前事業年度比18.7%増）となりました。また、継続して取り組んできた洗浄処理や乾式磁力選別処理により浄化した土壌の利用販路拡大、利用量の増加に伴い、製造原価低減に繋がり利益率が大幅に改善したことから、事業部利益は816百万円（前事業年度比67.3%増）となりました。

【建設事業】

建設業界において長年の課題である週休2日制導入に向けて行われている工事の準備期間の最低必要日数の引き上げにより、それらの期間は工事が進捗しないことから工事技術者を施工に有効活用することが出来ず、売上高は4,282百万円（前年同期比4.0%減）となりました。また、人件費の上昇やアスファルト等の原材料価格の高騰が大きく影響し事業部利益は347百万円（前事業年度比26.6%減）となりました。

【環境エンジニアリング事業】

環境エンジニアリング事業におきましては、主軸である対策工事にて大型工事の受注が出来た事や仲介処分業務が年間通して順調に推移しました。この結果、環境エンジニアリング事業の売上高は462百万円（前事業年度比45.3%増）、事業部利益は26百万円（前事業年度比156.3%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第48期 (2022年9月期) (前事業年度)		第49期 (2023年9月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
環境事業	5,955百万円	55.5%	7,067百万円	59.8%	1,111百万円	18.7%
建設事業	4,463	41.6	4,282	36.3	△180	△4.0
環境エンジニアリング事業	318	2.9	462	3.9	144	45.3
合計	10,737	100.0	11,812	100.0	1,075	10.0

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は346百万円でした。主要なものは構築物としてあきる野事業所19百万円、機械設備としてあきる野事業所74百万円、城南島第二工場5百万円、リース資産としてあきる野事業所88百万円、城南島第一工場75百万円、城南島第二工場12百万円です。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2020年9月期)	第 47 期 (2021年9月期)	第 48 期 (2022年9月期)	第 49 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高(百万円)	10,682	11,437	10,737	11,812
経 常 利 益(百万円)	338	339	301	491
当 期 純 利 益(百万円)	204	222	276	341
1株当たり当期純利益 (円)	162.76	177.06	220.42	271.61
総 資 産(百万円)	11,211	11,035	10,415	11,443
純 資 産(百万円)	3,182	3,389	3,590	3,881
1株当たり純資産 (円)	2,533.57	2,698.34	2,858.27	3,090.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
成友セキュリティ株式会社	50百万円	100%	建設工事現場及びイベント等の警備
令友工業株式会社	30百万円	100%	建設工事

(注) 当事業年度の末日において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

①主要事業の課題について

環境事業における売上高の増加策として、建設現場から搬入される建設系廃棄物に加え製造メーカー工場系の廃棄物を受注する努力を継続しております。こうした取り組みの一環として、これまで産業廃棄物処分業許可のうち汚泥については無機性の汚泥に限定されておりましたが、2023年7月に有機性の汚泥についても許可を取得しました。また、汚染土壌についてはDME工法（乾式磁力選別）により引き続き原価低減を押し進めてまいります。

建設事業における課題として、受注の大型化と多角化に取り組んでおります。元請の官庁工事において、東京都からの受注を中心とした状況から施工体制の充実を図り国土交通省の受注を尚一層推進してまいります。また、当社が得意としている一般土木工事やアスファルト舗装工事に加えて、水道・下水道施設工事や橋梁・河川工事の施工実績を積み重ねることで工種の多様化に努めてまいります。

②人材の育成及び確保

人材の確保については、今後、更なる知名度・社会的信用の向上により、今まで以上により多くの優秀な人材を採用する方針です。人材の育成については、採用した人材を集めて階層別の研修を充実させることで、リーダーシップの取れる人材及び業界の中核となる人材として育成し、成長著しい人材の中からゼネラリストとして企業経営を担うことが出来るまで教育研修を徹底します。これらの施策により現在の当社の最大の課題の1つである後継者の育成につなげてまいります。

③環境問題・再生資材活用への対応

環境事業におけるさまざまな規制や、建設事業における再生資材の使用の推奨及び義務化等は、強化される傾向にあります。また今後も継続される首都圏の再開発やインフラ整備において、新たな環境・再資源化問題が顕在化することも考えられます。当社の強みである事業運営システム「e Synergy System」（注）は、持続可能で地球環境にやさしい都市更新を支えるための重要な要素になると考えております。この「e Synergy System」を駆使し、地球環境に貢献してまいります。

（注）建設現場で発生した廃棄物等を、環境事業の自社処理施設で建設資材やセメント原料へ再資源化して、再び建設現場で使用するという資源リサイクルを実現する当社独自の事業運営システムであります。

④技術の向上

2030年のカーボンハーフ、2050年までのCO2のカーボンゼロに向けて、各産業はカーボンリサイクルへの過渡期を迎えております。当社で取扱う廃コンクリート塊や再生建設資材（再生砕石や再生骨材等）へのCO2固定化（リ

サイクル・コンクリート) について、今後その役割はより一層重要になってくると考えられます。

廃棄物から素材との認識を深め、産学共同の実証実験等を活用しながら、地域社会と地球環境へ一層の貢献ができるよう多様なパートナー企業とともに技術を向上させ、ESG施策にこれまで以上に積極的に取り組みます。

⑤財務体質の更なる強化

当社の環境事業は装置産業であり、新規の中間処理施設の設置等には多額の資金を要します。大型の設備投資による財務体質への悪影響を緩和するために、財務体質の更なる強化を進め、盤石な経営及び安定した収益構造の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
環境事業	産業廃棄物処分業・収集運搬業および汚染土壌処理業
建設事業	舗装・土木及び土地造成工事
環境エンジニアリング事業	環境対策工事、指定調査機関

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

本社	東京都あきる野市草花1141番地1
東京本店	東京都中央区京橋二丁目13番10号京橋MIDビル4階
あきる野事業所	東京都あきる野市草花字下モ川原87番地12
城南島第一工場	東京都大田区城南島三丁目3番3号
城南島第二工場	東京都大田区城南島三丁目2番11号
多摩西事業所	東京都あきる野市草花1141番地1
多摩北事業所	東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目1番22号パレス石川2階
城東事業所	東京都墨田区堤通一丁目19番9号 リバーサイド隅田セントラルタワー10階
埼玉営業所	埼玉県所沢市東所沢三丁目17番地2
福生営業所	東京都福生市福生699番3
東京南営業所	東京都大田区城南島三丁目2番11号

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 当社の従業員の状況 (事業区分別)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
環境事業	118 (-) 名	8名減 (-)
建設事業	72 (-) 名	3名減 (-)
環境エンジニアリング事業	9 (2) 名	2名増 (-)
管理部門	25 (-) 名	4名増 (-)
合計	224 (2) 名	5名減 (-)

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
224 (2) 名	5名減 (-)	41.0歳	8.6年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
三菱UFJ銀行	1,604百万円
多摩信用金庫	1,575百万円
みずほ銀行	395百万円
西武信用金庫	227百万円
りそな銀行	19百万円

(9) 剰余金の配当方針

当社では、株主の皆様に対する利益の還元とともに、経営環境の変化に対応し、将来の中間処理施設の設置や更新に必要な内部留保資金を確保することを重要な経営課題と認識し、さらに財務体質を強化しつつ、経営成績に応じた株主の皆様への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,024,400株
(2) 発行済株式の総数 1,256,100株
(3) 株主数 5名
(4) 株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
細 沼 順 人	978,771株	77.92%
細 沼 菜 穂 子	233,138株	18.56%
成 友 興 業 従 業 員 持 株 会	22,900株	1.82%
細 沼 理 恵	16,791株	1.34%
多 摩 信 用 金 庫	4,500株	0.36%

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

1 単元の株式数 100株

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年7月31日	2021年12月24日
新株予約権の数		26,520個	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 79,560株 (新株予約権1個につき3株)	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない	新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 4,800円 (1株当たり 1,600円)	新株予約権1個当たり 2,170円 (1株当たり 2,170円)
権利行使期間		2019年8月1日から 2027年7月31日まで	2023年12月25日から 2031年12月24日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 8,620個 目的となる株式数 25,860株 保有者数 5名	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査等委員	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査等委員の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 沼 順 人	(重要な兼職) 一般社団法人東京建設業協会 理事 事業委員会環境部会 委員 三多摩建設業連合会 相談役 一般社団法人西多摩建設業協会 顧問 一般社団法人東京都中小建設業協会 副会長 一般社団法人東京都産業資源循環協会 副会長 東京スーパーエコタウン協議会 副会長 公益社団法人全国産業資源循環連合会 建設廃棄物部会 副部会長 再生土木資材分科会 座長 一般社団法人全国中小建設業協会 環境問題等対策委員会 委員
取締役副社長 執行役員	萩 森 孝 紀	環境事業部長兼中央安全委員会委員長
取締役 常務執行役員	齊 藤 衛	経営企画部長
取締役 常務執行役員	新 富 明 男	建設事業部長
取締役執行役員	鈴 木 裕	環境エンジニアリング事業部長
取締役執行役員	小森園 真祐美	総務部長兼安全・品質・環境担当
取締役執行役員	小 島 祥 樹	監査室長
取 締 役	滝 澤 恵 理	(重要な兼職) プロアクト法律事務所 弁護士
取 締 役 常勤監査等委員	小 林 寛	(重要な兼職) 成友セキュリティ株式会社監査役 令友工業株式会社監査役
取 締 役 監 査 等 委 員	島 田 啓 三	
取 締 役 監 査 等 委 員	遠 藤 幸 子	(重要な兼職) ベリタス法律事務所主宰

- (注) 1. 取締役のうち、滝澤恵理氏、小林寛氏、島田啓三氏及び遠藤幸子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、小林寛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)遠藤幸子氏は、税理士の資格を有しており、財務および

会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役会における充実した議論による適切な経営判断と業務執行を行うため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点により、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリックス」は、以下のとおりです。

取締役のスキルマトリックス

氏名	役職	企業 経営	営業 事業開発 技術開発 製造生産	法務 コンプライアンス ガバナンス	労務 人事 人材開発	財務 会計	IT ITC DX
細沼 順人	代表取締役 社長	○		○	○		
萩森 孝紀	取締役 副社長 執行役員	○	○	○	○	○	
齊藤 衛	取締役 常務執行役員	○	○	○		○	
新富 明男	取締役 常務執行役員	○	○		○		○
鈴木 裕	取締役 執行役員	○	○				
小森園 真祐美	取締役 執行役員			○	○		
小島 祥樹	取締役 執行役員	○		○		○	
滝澤 恵理	取締役			○	○		
小林 寛	取締役（常勤 監査等委員）			○	○	○	
島田 啓三	取締役（監査 等委員）		○	○			
遠藤 幸子	取締役（監査 等委員）			○		○	

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役滝澤恵理氏および監査等委員の3名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額とします。

（3）補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、2023年10月13日を始期日とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の取締役、監査役およびそれに準じる役職の者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、利益または便宜の供与を違法に得た場合、法令に違反することを認識しながら行った場合等一定の支払免責事由が設定されています。

(5) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る役員報酬等の総額（業績連動報酬等、非金銭報酬等、それら以外の報酬等の総額）

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （1名）	150,525千円 （1,800千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	16,875千円 （14,100千円）
合 計 （うち社外取締役）	12名 （4名）	167,400千円 （15,900千円）

(注) 2018年12月20日の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内、監査等委員の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。取締役（監査等委員）1名が当事業年度中に辞任し、取締役（監査等委員を除く）に就任しているため、双方の人数に重複して含まれております。

(6) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(7) 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(8) 会社役員報酬等の額又はその算定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬体系を固定報酬とし、取締役の個人別報酬の決定は、会社全体の業績や担当領域の差異等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適切であることから、取締役会において代表取締役社長細沼順人に一任しています。なお、個人別報酬の決定にあたっては、透明性を確保し公正性と適正性を担保するため、社外取締役が過半数を占め、独立

社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を置き、事前に各取締役の自己評価書とともに当該委員会に諮問し、その答申をうけております。代表取締役社長はその答申を尊重して決定していることから、適切に権限が行使されているものと判断しております。

(9) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先との関係

- ・社外取締役滝澤恵理氏は、弁護士であり、プロアクト法律事務所に所属しております。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査等委員遠藤幸子氏は、弁護士であり、ベリタス法律事務所を主宰しております。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	活動状況
社外取締役 滝澤 恵理	当事業年度開催の取締役会20回のうち、20回(100%)に出席いたしました。弁護士・公認不正検査士としての豊かな経験・知識等を有し専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役（常勤監査等委員） 小林 寛	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回(100%)、監査等委員会35回のうち35回(100%)に出席いたしました。長年にわたり証券市場において株式公開指導を行った経験と豊富な知識から適宜発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 島田 啓三	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回(100%)、監査等委員会35回のうち35回(約100%)に出席いたしました。官庁・大手建設会社・環境関連業界団体に長く在籍しており、その豊富な経験・知識等から、環境事業・建設事業の両面から適宜発言を行うとともに、取締役会の議長として中立的立場から議事の進行を行っております。
社外取締役（監査等委員） 遠藤 幸子	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回(100%)、監査等委員会35回のうち35回(100%)に出席いたしました。弁護士・税理士としての豊かな経験・知識等を有し専門的見地から適宜発言を行っております。

- ③社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に非監査業務を依頼しておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制基本規程」を定め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、下記のとおり内部統制システムの整備を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制基本規程を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行います。
 - (b) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。
 - (c) コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「リスク・コンプライアンス規程」を定め周知徹底を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持、意識の向上に努めております。
 - (d) 監査室は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
 - (e) 取締役人事に関して透明性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の選任および個人別報酬の決定について提言をうけることとしております。指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議により社外取締役を選定しています。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づき保存及び管理する体制としております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる体制としております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、原則として毎月1回開催の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。

また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制としております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の監査役として任命しております。また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社監査室が定期的に監査し、その監査の結果を当社社長に報告することとなっております。

f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を置くこととしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとしております。

g. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査等委員会に報告しなければならないこととしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止することとしております。

h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換することとしております。

(b) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会の他、重要な会議に出席でき、また、監査等委員会から要求のあった文書等は、随時提供することとしております。

(c) 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

i. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備しております。

j. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

(a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断しております。

(b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行っております。

- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・外部専門機関（暴追都民センター）との連携体制の確立
- ・反社会的勢力調査手順書の制定
- ・暴力団排除条項の導入
- ・その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 内部監査及び監査等委員監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の監査室を設け、内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。監査室と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

また、監査等委員は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、監査室と意見及び情報の交換を行っております。更に監査等委員は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取り組みを行っております。

b. 社外取締役の状況

当社は、社外取締役1名および監査等委員である社外取締役3名を選任し、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。なお、当社と社外取締役との間において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役滝澤恵理は、弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しており、特に当社のガバナンス強化について専門的な観点から客観的な監督、助言を得るため、社外取締役に

選任しております。

社外監査等委員小林寛は、長年にわたり証券市場において株式公開指導を行った経験と豊富な知識を有していることを踏まえ、社外監査等委員に選任しております。

社外監査等委員島田啓三は、官庁・大手建設会社・環境関連業界団体に長く在籍しており、その豊富な経験・知識等から、環境事業・建設事業の両面から適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任しております。

社外監査等委員遠藤幸子は、弁護士・税理士としての豊かな経験により、高い見識を有しており、その知識・経験に基づき、適宜助言又は提言を得るため、社外監査等委員に選任しております。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる者を社外役員として選任することとしております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	4,477,476	【流動負債】	3,666,312
現金及び預金	1,649,264	支払手形	269,909
受取手形	419,358	買掛金	1,010,996
売掛金	1,488,972	工事未払金	630,360
完成工事未収入金	138,351	短期借入金	300,000
契約資産	642,711	1年内返済予定の長期借入金	614,335
材料貯蔵品	28,479	リース債務	55,934
未成工事支出金	36,150	未払金	10,316
前払費用	34,625	未払費用	99,108
その他	47,182	未払法人税等	153,683
貸倒引当金	△7,619	未払消費税等	29,168
		前受金	3,172
		契約負債	305,614
		預り金	132,694
【固定資産】	6,965,999	賞与引当金	51,018
(有形固定資産)	6,590,578	【固定負債】	3,895,267
建物	2,616,135	社債	600,000
構築物	754,380	長期借入金	2,907,076
機械装置	2,293,422	リース債務	226,990
車両運搬具	87,557	資産除去債務	15,635
工具器具備品	77,409	その他	145,565
土地	3,262,862	負債合計	7,561,580
リース資産	296,121	(純資産の部)	
減価償却累計額	△2,842,670	【株主資本】	3,881,117
建設仮勘定	45,360	資本金	293,775
(無形固定資産)	2,937	(資本剰余金)	21,775
ソフトウェア	1,502	資本準備金	21,775
その他	1,434	(利益剰余金)	3,565,567
(投資その他の資産)	372,482	利益準備金	13,412
投資有価証券	5,141	その他利益剰余金	3,552,154
関係会社株式	192,000	別途積立金	100,650
長期前払費用	14,608	繰越利益剰余金	3,451,504
繰延税金資産	68,510	【評価・換算差額等】	778
その他	92,222	その他有価証券評価差額金	778
資産合計	11,443,475	純資産合計	3,881,895
		負債・純資産合計	11,443,475

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年10月 1 日)
(至 2023年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		
環 境 事 業 売 上 高	7,067,030	
完 成 工 事 高	4,282,729	
環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 売 上 高	462,565	11,812,325
【売 上 原 価】		
環 境 事 業 売 上 原 価	6,206,989	
完 成 工 事 原 価	3,815,726	
環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 売 上 原 価	433,596	10,456,312
売 上 総 利 益		1,356,013
【販売費及び一般管理費】		811,025
営 業 利 益		544,987
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	15,167	
受 取 賃 貸 料	4,473	
保 険 金 収 入	935	
助 成 金 収 入	965	
そ の 他	817	22,377
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	57,158	
支 払 手 数 料	4,502	
社 債 発 行 費	13,245	
そ の 他	1,379	76,285
経 常 利 益		491,080
【特 別 利 益】		
固 定 資 産 売 却 益	35,054	35,054
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,596	
事 業 所 建 替 関 連 費 用	810	4,407
税 引 前 当 期 純 利 益		521,727
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	195,755	
法 人 税 等 調 整 額	△15,201	180,554
当 期 純 利 益		341,172

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日)
(至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	293,775	21,775	21,775	8,388	100,650	3,165,600	3,274,639	3,590,189
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				5,024		△55,268	△50,244	△50,244
当 期 純 利 益						341,172	341,172	341,172
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	5,024	—	285,904	290,928	290,928
当 期 末 残 高	293,775	21,775	21,775	13,412	100,650	3,451,504	3,565,567	3,881,117

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	86	86	3,590,275
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△50,244
当 期 純 利 益			341,172
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	691	691	691
当期変動額合計	691	691	291,620
当 期 末 残 高	778	778	3,881,895

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 7～31年

機械装置 2～17年

車輛運搬具 2～10年

工具器具備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

1-4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

1-5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

（建設事業）

建設事業においては、工事請負契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。

（環境事業）

環境事業においては、主として「土壤汚染対策法」並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下、顧客との契約に基づき建設・建築現場から発生するがれき類、汚泥、汚染土壌等の処理を行う義務を負っており、履行義務が充足される処理完了時点で収益を認識しております。

（環境エンジニアリング事業）

環境エンジニアリング事業については、「土壤汚染対策法」の下、工事請負契約に基づき土壤汚染対策工事を行う義務、また、顧客との契約に基づき指定調査機関として土壤汚染状況調査や環境分析センターにおいて環境計量証明を行う義務を負っております。工事請負契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、履行義務が全て充足された一時点で収益を認識しております。土壤汚染状況調査や環境計量証明業務については、履行義務が充足される調査結果の報告及び証明書の発行時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事契約における収益認識

①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事の進捗度に応じて計上した売上高 3,988,409千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約に関して、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法における履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を策定し、着工後においては毎月工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要望による工事内容変更、追加工事契約の締結、資材価格や労務・外注費等の変動等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の完成工事高の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 68,510千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の見込みに基づき回収可能性があると判断した部分について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎とし受注残高の翌期以降の進捗見込み及び今後の受注見込み額を主要な仮定としております。

将来の不確実な経営環境の変化により主要な仮定が変動する可能性があり、翌事業年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	1,134,738千円
機 械 装	置	253,621千円
土	地	2,583,695千円
	計	<u>3,972,054千円</u>

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	364,111千円
長期借入金	2,396,151千円
計	<u>2,760,262千円</u>

(3) 当座貸越契約

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,600,000千円
借入実行残高	300,000千円
計	<u>1,300,000千円</u>

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	62千円
短期金銭債務	17,574千円
計	17,637千円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	4,422千円
------	---------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	196,693千円
営業取引以外の取引高	15,540千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,256,100株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年12月22日 定時株主総会	普通株式	50,244千円	40円00銭	2022年9月30日	2022年12月23日

②当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式種類	配当金総額	配当原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	62,805千円	利益剰余金	50円00銭	2023年9月30日	2023年12月25日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	44,577千円
賞与引当金	15,624千円
売上原価否認	22,100千円
未払事業税	9,047千円
貸倒引当金	2,333千円
資産除去債務	4,788千円
固定資産未実現利益	9,507千円
その他	8,341千円
繰延税金資産 小計	116,321千円
評価性引当額	△44,577千円
繰延税金資産 合計	71,744千円

繰延税金負債

資産除去債務	2,033千円
有価証券評価差額金	343千円
その他	857千円
繰延税金負債合計	3,234千円
繰延税金資産の純額	68,510千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	成友セキュリテイ(株)	直接100%	役務の受入	警備料金の支払	73,509	工事未払金	6,778
				配当の受取	15,000	—	—
	令友工業(株)	直接100%	役務の受入	労務作業費の支払等	110,930	工事未払金	9,186

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ取引金額を決定しています。

9. 金融商品に関する注記

9-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

9-2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受 取 手 形	419,358	419,358	—
(2) 売 掛 金	1,488,972	1,488,972	—
(3) 完成工事未収入金	138,351	138,351	—
(4) 投資有価証券	5,141	5,141	—
資産計	2,051,824	2,051,824	—
(1) 支 払 手 形	269,909	269,909	—
(2) 買 掛 金	1,010,996	1,010,996	—
(3) 工事未払金	630,360	630,360	—
(4) 短期借入金	300,000	300,000	—
(5) 未払法人税等	153,683	153,683	—
(6) 社 債	600,000	599,654	△345
(7) 長期借入金	3,521,411	3,521,405	△5
(8) リース債務	282,924	285,763	2,838
負債計	6,769,285	6,771,773	2,487

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度
非上場株式	192,000千円

3. 1年以内返済予定の長期借入金は、「(7)長期借入金」に含まれております。

4. 金銭債権の決算日後の償還予定 (単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受 取 手 形	419,358	—	—	—
売 掛 金	1,488,972	—	—	—
完成工事未収入金	138,351	—	—	—
合 計	2,046,682	—	—	—

5. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	600,000	—
長期借入金	614,335	535,428	502,558	434,595	374,139	1,060,353
リース債務	55,934	55,494	70,191	44,619	31,216	25,467
合 計	670,269	590,922	572,750	479,215	1,005,356	1,085,820

9-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株 式	5,141	—	—	5,141
資産計	5,141	—	—	5,141

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社 債	—	599,654	—	599,654
長期借入金	—	3,521,405	—	3,521,405
リース債務	—	285,763	—	285,763
負債計	—	4,406,823	—	4,406,823

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債、長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	3,090円44銭
1株当たりの当期純利益	271円61銭

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1-4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年10月13日付で名古屋証券取引所メイン市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年9月8日及び2023年9月25日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年10月12日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 30,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき 2,300円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 2,116円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 : 1株につき 1,870円
この金額は会社法上の払込金額であり、2023年9月25日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額 : 1株につき 1,058円
- ⑦ 発行価格の総額 : 69,000千円
- ⑧ 払込金額の総額 : 56,100千円
- ⑨ 資本組入額の総額 : 31,740千円
- ⑩ 払込期日 : 2023年10月12日
- ⑪ 資金の使途 : 環境事業における工場設備の一部入替に充当する予定であります。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2023年10月13日付で名古屋証券取引所メイン市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年9月8日及び2023年9月25日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2023年11月8日に払込が完了いたしました。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ① 募集方法 | : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 1,200株 |
| ③ 割当価格 | : 1株につき 2,116円 |
| ④ 払込金額 | : 1株につき 1,870円 |

この金額は会社法上の払込金額であり、2023年9月25日開催の取締役会において決定された金額であります。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ⑤ 資本組入額 | : 1株につき 1,058円 |
| ⑥ 割当価格の総額 | : 2,539千円 |
| ⑦ 資本組入額の総額 | : 1,269千円 |
| ⑧ 払込期日 | : 2023年11月8日 |
| ⑨ 割当先 | : 株式会社SBI証券 |
| ⑩ 資金の用途 | : 「一般募集による新株式の発行 ⑪ 資金の用途」と同一であります。 |

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

成友興業株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 齋藤 晃一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 禎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、成友興業株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重

要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法及び結果につきまして、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月21日

成友興業株式会社監査等委員会

常勤監査等委員 小林 寛 ⑩
監査等委員 島田 啓三 ⑩
監査等委員 遠藤 幸子 ⑩

(注) 監査等委員小林 寛、島田啓三及び遠藤幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、株主の皆様継続的に配当することを基本方針としております。第49期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円増配し、50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は62,805,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年12月25日といたしたいと存じます。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	しん とみ あき お 新 富 明 男 (1962年9月12日)	1981年4月 東京舗装工業株式会社入社 2007年4月 当社入社 2007年6月 多摩北事業所長 2011年10月 建設事業統括部長 兼多摩北事業所長 2013年12月 取締役 2014年12月 事業本部副本部長 兼多摩北事業所長 2016年10月 建設事業部長 (現任) 2018年10月 取締役執行役員 2020年10月 取締役常務執行役員 2023年10月 取締役専務執行役員 事業本部長	—
【選任理由】 新富明男氏は建設事業を牽引し、当社の成長に貢献してまいりました。企業経営と建設事業に関する広範な知識と経験を有し、現在は全事業部を統括する事業本部長として当社において重要な役割を担っていることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	さい とう まもる 齊 藤 衛 (1966年8月25日)	1990年4月 山一証券(株)入社 1999年1月 プライス・ウォーターハウス・ク ーパース・コンサルタント(株) (現 日本IBM(株)) 入社 2002年1月 外務省アソシエート・エキスパー ト・プログラムにより国際労働機 関及び国連工業開発機関勤務 2005年1月 外務省入省 2006年10月 新光証券(株) (現みずほ証券(株)) 入 社 2011年5月 東海東京証券(株)入社 2017年4月 (株)S B I 証券入社 2017年9月 (株)タケエイ入社 2019年2月 当社入社 2019年3月 経営企画部長 2019年10月 執行役員経営企画部長 2020年10月 常務執行役員 (I P O担当) 経営 企画部長 2020年12月 取締役常務執行役員 (現任) 2023年10月 管理本部長兼経営企画部長 (現任)	—
【選任理由】 齊藤衛氏は、当社のコンプライアンス・ガバナンスの強化を実現しながら名古屋証券取引所への上場を牽引致しました。これまで上場準備で発揮された当社事業全般を俯瞰し監督する能力と中長期的視野および上場企業に対する営業経験を活かし、管理本部長として当社において重要な役割を担っていることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	いわ ぶち え り 岩 渕 恵 理 (1990年2月9日)	2016年4月 三井住友信託銀行株式会社入行 2016年5月 弁護士登録 2019年2月 プロアクト法律事務所入所 (現職) 2022年12月 取締役(現任) (重要な兼職の状況) プロアクト法律事務所 弁護士	—
4	<p>【選任理由】</p> <p>岩渕恵理氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に当社のガバナンスの強化について専門的な観点から当社経営全般に対し客観的な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩渕恵理氏の戸籍上の氏名は、滝澤恵理であります。
3. 岩渕恵理氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結のときをもって1年となります。
4. 当社は、岩渕恵理氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、岩渕恵理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員賠償責任保険を締結しております。当該保険の概要につきましては、事業報告19頁「4. 会社役員 の 状 況」の「(4) 役員等賠償責任保険に関する事項」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されました場合、引続き当該保険の被保険者となります。なお、当該保険契約は満期時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小林寛氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	こもりぞの まゆみ 小森園 真祐美 (1966年3月1日)	1985年3月 当社入社 1997年6月 取締役 2005年10月 総務部長 2007年5月 監査役 2014年11月 取締役総務部長 2018年10月 取締役常務執行役員管理本部長兼 総務企画部長 2019年1月 管理本部長 2019年10月 取締役常務執行役員人事総務担当 2020年10月 取締役執行役員総務部長 2022年4月 取締役執行役員安全・品質・環境 担当 2023年10月 取締役執行役員(現任)	—
<p>【選任理由】 小森園真祐美氏は、長期にわたり当社の経営および監査に関与していることから、多角的な情報を収集し客観的な意見を述べ、監査等委員として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小森園真祐美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員賠償責任保険を締結しております。当該保険の概要につきましては、事業報告19頁「4. 会社役員の状態」の「(4) 役員等賠償責任保険に関する事項」に記載のとおりです。小森園真祐美氏が選任されました場合、当該保険の被保険者となります。なお、当該保険契約は満期時においても同内容での更新を予定しております。

株主総会会場ご案内

会場：東京都中央区京橋二丁目13番10号
京橋M I Dビル 4階
TEL 03-3538-4111

J R各線	東京駅	八重洲南口より	徒歩約11分
都営地下鉄浅草線	宝町駅	A 2 番出口より	徒歩約1分
東京メトロ銀座線	京橋駅	4 番出口より	徒歩約3分